

日立市条例第 18 号

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 1 日

日立市長 小 川 春 樹

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第1条 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」とい
う。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保
育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心
理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による
大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修
する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者
であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同
等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育
に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を
行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、
かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療
法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小
規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小
規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体
の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定

により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。) による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」

に改め、同条に次の２項を加える。

- ４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- ５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

- ４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定

保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10項中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者）」を「保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士）」に改め、「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保

育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の１項を加える。

- ３ 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。